

〔研究ノート〕

地域における発達支援システムの検討

—小平市¹での幼児期から学童期までの途切れのない相談拠点の構想—

飯野 雄大*

要旨

近年の改正発達障害者支援法や障害者差別解消法の施行により、児童発達支援センターなどを中心とした地域における発達支援システムの重要性が高まっている。しかし、実際には自治体によって地域の特性や利用者のニーズは異なっており、その状況に応じた様々な発達支援システムの在り方があると考えられる。そのため本論では、地域の特性に合った発達支援システムを検討するために、小平市をモデルとし、これまでの発達支援の動きを取り上げながら、地域で公開されている資料を分析し、地域の現状と課題を整理した。その結果、乳児期から学童期までを包括する一貫性のある安定的で継続的に相談できる相談拠点を設立していくことの重要性が示唆された。さらにその相談拠点を中心として、各専門機関をつなげるネットワークを形成し、間接支援機能を強化していくことが地域に合った発達支援システムの在り方として考えられた。

キーワード：発達支援システム、地域特性、相談拠点、ネットワークモデル

* 子ども学部発達臨床学科／発達・教育相談室

IINO Takehiro : The Community Care System for Children with Special Needs : planning for a continuous consultation system from infant to school age in Kodaira city

1 本論の執筆にあたり、一般公開されているデータを使用し、小平市を一つのモデルとし今後も検証を可能とするため市の名称を記名とした。また、本論を確認してもらい、担当課である小平市障がい者支援課の許可を得た。

I 問題・目的

1. 地域の特性に応じた発達支援システムの重要性

平成28年に施行された改正発達障害者支援法や障害者差別解消における合理的配慮の導入などによって、障害児に対する支援の考え方やあり方があらためて検討されてきている。

そこでは、障害の問題は環境との相互作用によって生じるというICFの考え方（世界保健機構,2002）が重要視され、発達障害を含むあらゆる特別な支援ニーズを持つ子どもを長期的な視点で捉え、途切れなく相談支援できる環境を整えることが求められている。特に改正発達障害者支援法では、関係機関を組織的に整備し、システムを作っていくことが国及び地方公共団体の責務とされている。さらに、国は児童福祉法の改正により「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すために、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする」ことを障害児福祉計画の成果目標として打ち出した（塩見,2017）。

このように、地域システムとして特別なニーズを持つ子どもたちを支援していける体制の構築が求められている。具体的にいえば、1歳6か月児健診や3歳児健診後のフォローもれや、どこに相談して良いかわからず適切な支援につながらないケース、就学前から学齢期への接続の問題をシステムの課題として捉える必要があることが指摘されている（若林,2009）。

さらに、システム構築の課題として若林（2009）があげていることを整理すると、①自治体による法制度の解釈を前提とした療育の基盤整備や制度作り、②早期発見・早期療育から学齢期に接続するライフステージにそった療育支援、③環境調整と障害との関係をふまえた、障害や発達に合わせて生活条件にアプローチできる専門総合的な支援、④保護者・家族の継続的な総合支援、⑤医療・保健・福祉・教育等の機関間ネットワークの充実、⑥放課後デイサービスなど、構造改革による契約制度や事業主体の多元化等への対応といった6点となる。

これらの課題をふまえて、地域全体の相談や支援のニーズをライフステージにそって考えてみると、（1）健診などで「気づき」をフォローする。または「気づき」を見守り、支えることができるような相談支援、（2）早期発見から次のステップへとつなげられる相談支援、（3）療育の場としての発達支援、（4）適切な集団（幼稚園、保育所等）や環境の選択についての相談支援、（5）保育所・幼稚園等における集団生活への相談支援、（6）就学についての選択など移行期に関わる相談支援、（7）学校集団での相談支援（行動面、学習面等）、（8）進路選択や進学など移行期に関わる相談支援、（9）就労、生活等に関する相談支援があげられる。このように、それぞれ起こりうる気づきの

時期や進路等の移行期において適切な相談支援を受けることができるような体制が求められていると考えられる。

2. 児童発達支援センターの役割と地域における課題

ライフステージにそって相談支援が行える体制を構築する上で、その基盤となるように構想されたのが児童発達支援センターである。児童発達支援センターは、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設とされ、様々な専門機能を有しワンストップ対応ができることが求められている。身体障害、知的障害、精神障害の3障害に加えて発達障害も含まれているとともに、障害者手帳の有無にかかわらず、医師等により支援が必要とされる子どもに対して、それぞれの発達の特性に応じた支援を提供することを目的としている。このような児童発達支援センターを作るためには、いくつもの機能を有する施設が必要となる。実際に設立していく上では、財政や場所の問題、これまでにある様々な支援機関の関係が問題となってくる。また、立地による地域偏在の問題、青年期までの支援を想定した際の施設・職員の条件上の困難さも指摘されている（中村,2009）。

つまり、児童発達支援センターを中心としたシステム構築は重要であるが、実際には、それぞれの地域の人口や支援機関の数など、存在するリソースによってどういった支援システムが必要であり、どのように目的を達成していけるのかは地域によって異なる可能性がある。そのため、地域の特性に応じた発達支援システムの分析（本田,2016）を行い、その地域の特性を活かし必要とされる支援の方法、量などを想定した上で支援システムを構築することが重要だと考えられる。

本論では、児童発達支援センターに期待される基本的な役割を、地域でどのように実現していけるのかをモデルとして示していきたい。筆者がかかわった小平市発達支援相談拠点検討委員会などの内容をふまえて、データを追加し、改めて小平市の特徴を分析する。小平市のシステムの現状を、公開されているデータをつなぎ合わせることで可視化し、そこで見出された課題を整理し、地域の特性を活かした発達支援システムの在り方を検討することを目的としたい。

II 方法

地域の特性に合ったシステムを検討するために、行政から発表されている資料である小平市発達支援相談拠点検討委員会報告書を用いる。この資料にはこれまで小平市で発表されている発達支援に関わるデータがまとめられている。また追加のデータとして、発達支援を担ってきた小平市社会福祉協議会が発表している事業報告書から、相談の実

数を追加し分析を行う。こういった小平市で公開されているデータを用いて分析する上で、担当部署である障がい者支援課、小平市社会福祉協議会にデータ使用の許可を得ている。

方法として、まずはこれまで小平市で行われてきた発達支援の動きについて紹介し、そのうえで、いくつかのデータを検討し小平市の現状を概観する。そして、先行研究での他市の状況を取り上げながら小平市の課題を明らかにする。その際に、本田（2016）を参考に、訓練・相談といった直接支援機能と、巡回相談等によるコンサルテーション支援といった間接支援機能の2つの視点をふまえて、小平市の現状を捉え発達支援における課題とモデルとしての在り方を検討する。

Ⅲ 結果・考察

1. 小平市の地域特性の分析

(1) 小平市における発達支援の背景

小平市では昭和60年頃より発達支援の施設（通園施設、相談訓練施設等）の委託がはじまり、機能が整備されていった。平成11年に、さらに発達支援に関する相談・療育機関が一つ増え、現在の発達支援の体制に近い形となった。特に、言語聴覚士が担っている言語相談訓練事業（2か所で実施）があり、巡回相談（全保育所、希望する幼稚園を対象として実施）を実施し、直接支援機能・間接支援機能を組み合わせて、早期発見・早期支援ができるような体制を作ってきた。

さらに、平成12年より小平市内の発達支援に関わる事業所等（福祉センター、子ども家庭支援センター、医療機関等）から代表者が集まり「小平市子どもの発達を支援する連絡会」が結成された。この会は地域の事業者の発案により設置された任意組織で、地域で実施されている発達支援に関する情報交換や事例検討会等を行いながら地域での支援の在り方を継続的に話し合ってきた。この会は当初、ボランティアであり、それぞれの参加者の自主的な参加によって継続されてきた。この連絡会は、相談や療育の在り方を検討する場となると同時に、「顔が見える連携」として機能していた。その結果、それぞれの機関の専門性の向上がされ、地域の中で円滑な支援システムが構築されてきた。しかし、場所や時間の確保が課題となるなど、参加者への負担もあった。

この連絡会は平成15年より、障がい者支援課が事務局を担うこととなり、現在は自治体のバックアップのもと、参加団体が増加し、2ヶ月に1回定期的に開催され、地域での連携が進んできた。連絡会は、空き状況などある程度の情報交換ができる場ではあったが、日々の取り組みはそれぞれの事業所、担当課で別個に行われていた。そのため、情報共有をしていく中で、相談を開始するまでに時間がかかること、ケース数の増加に伴って相談の頻度が低下していること、巡回相談でフォローした後の専門機関につなぎ

にくいことなどが課題となってきた。また、多様な課題を持つケースの場合、どの相談機関で相談を受けるのが良いのかなど判断が難しく、保護者がどこに相談をしてよいかわからず相談につながりにくいケースがあることが問題となっていた。そういった問題意識を共有していく中で、連絡会の中でワーキンググループを立ち上げ、ワンストップの相談窓口の必要性を市の第四期障害者福祉計画へ提言し、その動きをきっかけとして、市において平成28年より発達支援相談拠点の検討が始まった。ワーキンググループのメンバーと一部重なりもあるが、新たに各事業所の専門家、学識経験者、医師、保育所、幼稚園など各関係機関からなる委員会が作られ、検討委員会での議論や団体ヒアリングを重ね、平成29年3月に検討結果をまとめた。本論で分析に用いているのが、この小平市発達相談拠点検討委員会報告書である。

このように、小平市は発達支援に関わる様々な取り組みがあり、直接支援機能と間接支援機能を持っている。さらに、各課や各事業所など横断的に関係を作り、連携を取れるように現場の人たちの研鑽と努力によって、専門的なネットワークを活かした発達支援システムを作ろうと目指してきた点に特徴がある。

(2) 小平市における発達支援の現状

次に公開されている報告書等のデータから小平市の発達支援の現状を検討する。

小平市の総人口は約189,955人（平成29年4月時点）であり、18歳以下の人口は図1のとおりである。近年では18歳以下が増加傾向にある。また、小平市は平成23年で18か所であった保育所が平成28年には35か所と大幅に増加し、入園人数も約1000人増加している。18歳以下でも特に乳幼児期の子どもが増加しているといえる。

このような中で、発達支援を必要とする子どもを推定する場合、健診のデータが参考になる。1歳6か月児健診、3歳児健診での精神発達遅滞はまた言葉の遅れが医師により指摘された割合（図2、図3）として、おおよそ9%程度があげられている。この中から経過が良好で問題がなくなっていくケースがある一方で、学齢期近くなってから症状が見られるADHDやLDなどいわゆる発達障害の存在も考える必要がある。

さらに、文部科学省による平成24年の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、支援を必要とする児童生徒は6.5%という結果がある。また、本田（2016）の研究では地域等によってばらつきはあるものの、未診断も含めた発達障害児の支援ニーズがある子どもの割合は10%程度という数値が示されている。実際には支援を開始する際には障害かどうか不明確なケースもあるため、健診でのデータと合わせて小平市においても発達支援を必要とする子どもの割合を最低でも10%程度と考えて支援システムを考えていくことが望ましいといえる。

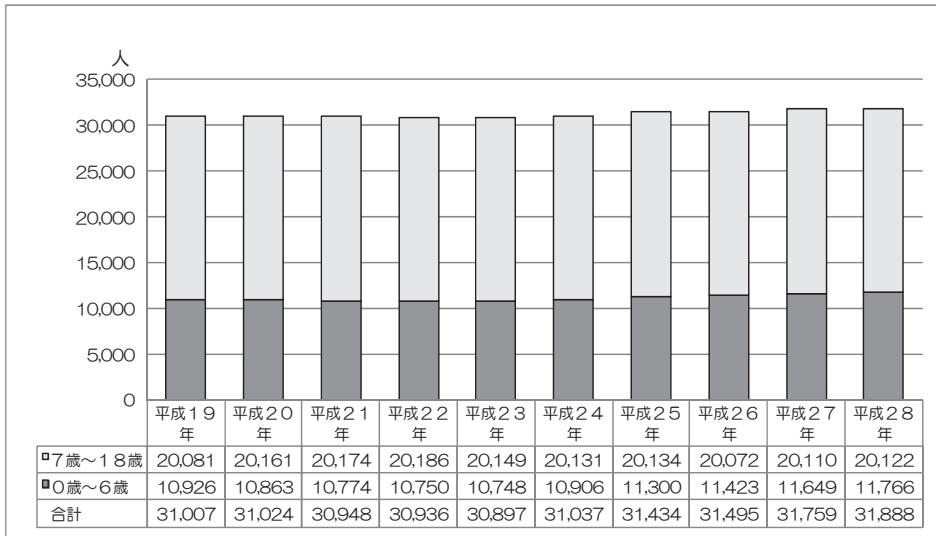


図1. 18歳以下の小平市人口推移（小平市発達支援相談拠点報告書，2017）

約10%という数字を図1の人口に当てはめて考えると、6歳以下（就学前）で1176名（各年齢では168名）、小学校～高等学校で2012名（各年齢では167名）となる。各学年おおよそ170名が発達支援の必要なケースである可能性が考えられる。実際には、発達障害の問題だけでなく、虐待や不登校のケースやそれらの複合的なケースもあり、正確な推定は困難であるが、発達支援を必要とする子どもに対して、1学年につき170名程度のキャパシティをもった支援体制が必要と試算できる。

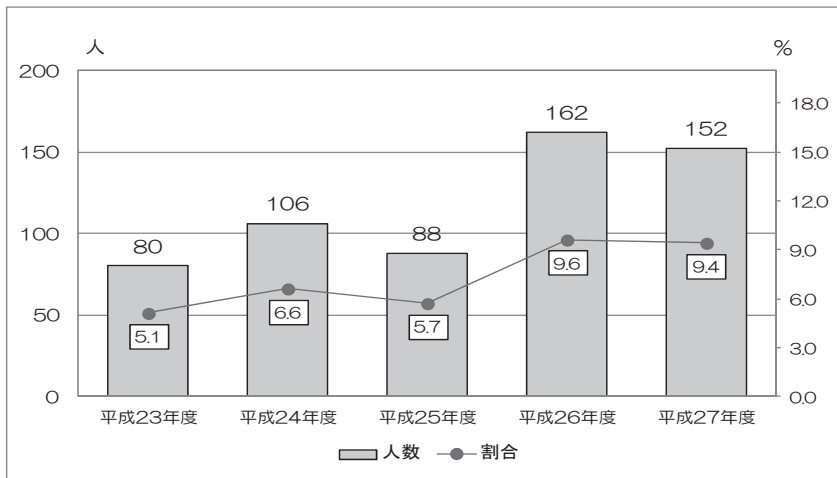


図2. 1歳6か月児健診での医師の所見がある人数と割合（小平市発達支援相談拠点検討委員会，2017）

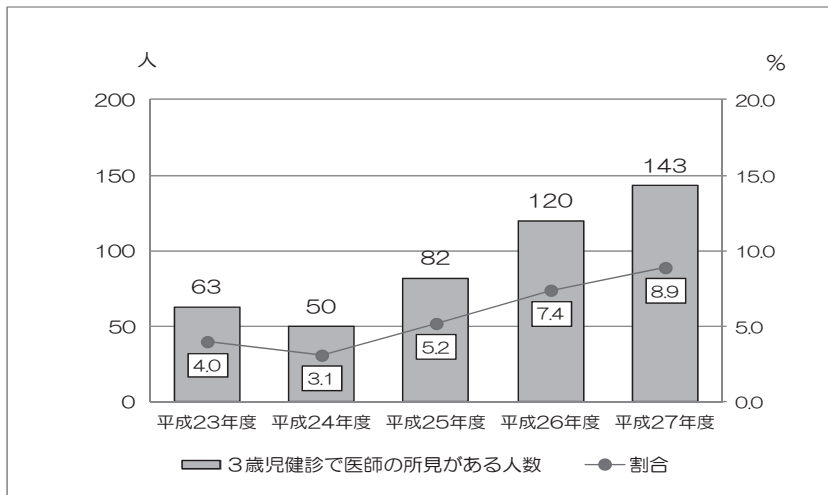


図3. 3歳児健診での医師の所見がある人数と割合
(小平市発達支援相談拠点検討委員会, 2017)

このような地域特性の分析から、推定値ではあるが全体的な数値の把握を行った上で、小平市の発達支援の現状を見てみたい。図4は小平市内の療育機関と相談支援機関を子どもの年齢を基準として整理したものである。

スタートとして、発達上の問題を早期に発見し、関係機関との連携による丁寧な支援体制につなげていくことが役割（篠原, 2017）とされている乳幼児健康診査（1歳6か月児健診, 3歳児健診）から、健康推進課で実施している心理発達相談の経過観察や継続相談を経て児童発達支援、言語訓練相談などの専門機関につながるが多い。

そして次の場所として、数か所の児童発達支援事業所がある。児童発達支援の通園事業としては3か所、相談訓練として言語指導を実施する事業所が2か所ある（2017年10月現在）。小平市の発達支援の特徴の一つといえる言語相談訓練は、1歳半～15歳までを対象としており、月1～2回程度のペースで言語聴覚士の指導を受けることができ、おおむね就学前または小学校1年生まで継続することが多い。知的発達の程度など発達の状況は様々で、保育所・幼稚園に通いながら利用しているケースもいる。この言語相談訓練は利用実人数が増加（図5）していることが示されている。

先に試算した発達支援を必要とする子どもが各年170名程度であることから考えると、支援が必要と想定される人数は、言語相談訓練が多く行われているであろう3歳～6歳で680名程度となる。実人数が330名程度となっている現状と比べると、言語相談訓練を拡充していく必要性がみられる。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	12歳	15歳	18歳
健診等 (早期発見)	(1)健康推進課 乳幼児健康診査 (3~4か月、1歳6か月、3歳) 乳幼児心理発達相談 ほか (2)巡回相談 保育園・幼稚園・認定こども園									
相談	(1)健康センター (2)子ども家庭支援センター (3)地域自立生活支援センターひびき (4)児童相談所 (5)教育相談室									ひびき たいよう福祉センター あおぞら福祉センター ほっと ほか
教育・保育・療育・放課後の生活支援の 取り組み	保育園・幼稚園・認定こども園等		小学校 通常の学級 特別支援学級			中学校 通常の学級 特別支援学級		高校 通常の学級		
	就学相談室									
			特別支援学校 (小学部)		特別支援学校 (中学部)		特別支援学校 (高等部)			
	(1)言語相談訓練 (たいよう福祉センター・あおぞら福祉センター) (2)児童発達支援 (あずの子園、小平福祉園等) (3)心身障害児通所訓練委託 (整育園トマト)							(4)放課後等デイサービス (ゆうやけ子どもクラブ等)		
	児童館									
	子ども広場									
			学童クラブ							
			放課後子ども教室							

図4. 小平市における療育機関及び相談支援機関の現状
(小平市発達支援相談拠点検討委員会,2017)

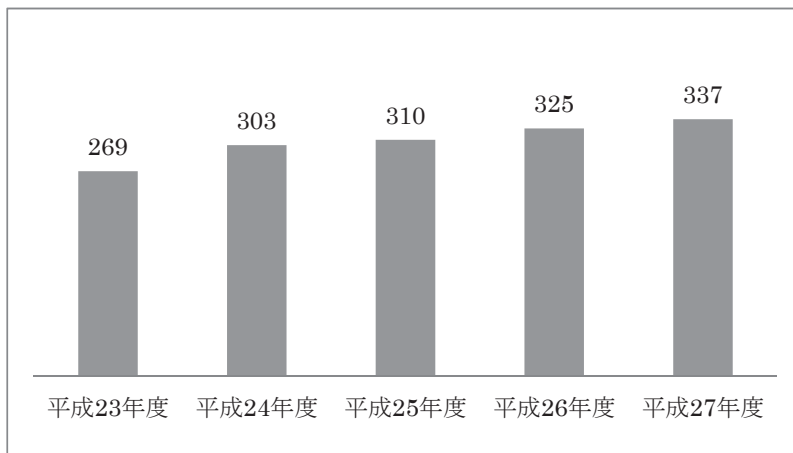


図5. 言語相談訓練利用実人数 (小平市社会福祉協議会事業報告書を元に筆者作成)

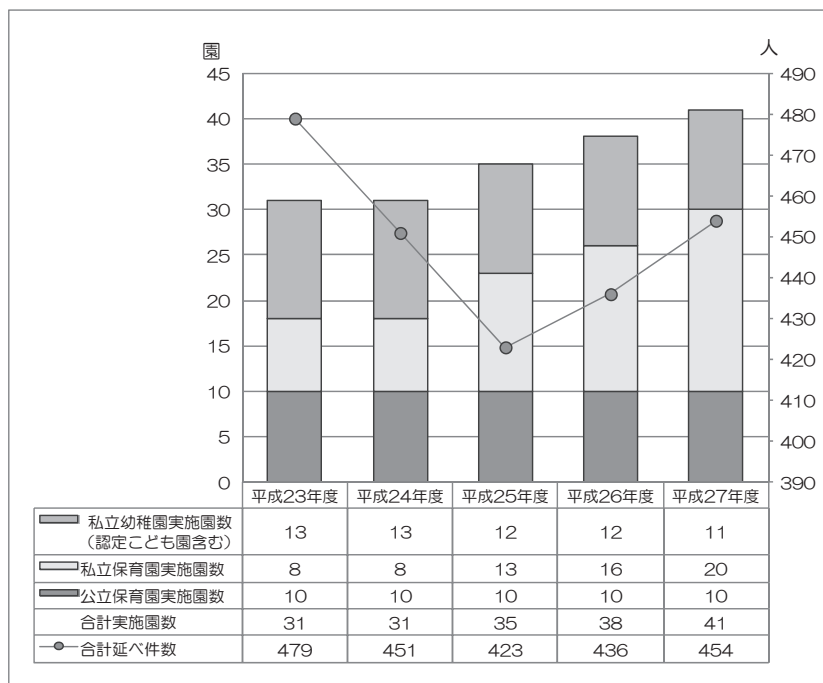


図6. 保育園・幼稚園巡回相談実施数（小平市発達支援相談拠点検討委員会，2017）

ただし、言語相談訓練以外でもいくつかの支援がなされている。コンサルテーション支援の一つである保育所・幼稚園に対する巡回相談の実施状況を図6に示した。保育所の増加に伴って実施件数は増加しており、所属する園の中で支援を受けているケースもある。これ以外でも、子ども家庭支援センターや健康推進課の発達相談など相談窓口としては複数存在する。言語相談訓練が相談後につながる先として療育の基盤となりつつも、他の支援方法でフォローされている子どもがいることに留意する必要がある。このように各種統計資料を概観していくと、直接支援機能に関しては、試算した発達支援を必要とする人数をカバーしきれない箇所がみられ、今後の充実が必要となっているが、間接支援機能として巡回相談があるなど、機能としては揃っているといえるだろう。

（3）小平市における発達支援の課題

小平市は約19万人規模の自治体であり、本田（2016）の調査研究によれば人口20万人未満の小規模市に属するとされる。同程度の規模として山梨市、多治見市、糸島市などがあげられている。そこでは生活に密着した身近な支援者を得やすいという強みがある反面、専門性の高いサービスが得られにくい特徴があり、診療機能を有する療育施設や児童発達センターを持つことも困難であることが指摘されている。そのためハードウェ

アにおいては、「発達支援室」のような中核機能を担う組織を設置すること、小規模の児童発達支援事業所を中核にしつつ、子どもたちの主たる生活の場である保育所・幼稚園・学校での支援の質を向上することが望ましいとされている。ソフトウェアとしては、間接支援機能である多職種連携による巡回相談が重要視される。定型的な情報フォーマットの共有と顔の見える支援を組み合わせることによる支援システムが望ましいことが指摘されている。

小平市は、財政的な面からも新たなセンターを設立することは困難さがあることは同様であり、「発達支援室」のような中核機能を担う組織があるとはいいたい。しかし、言語訓練相談などの専門性の高い直接支援機能を持ち、間接支援機能として幼稚園・保育所への巡回相談が継続的に行われている。また、顔の見える支援は先に紹介した「小平市子どもの発達を支援する連絡会」が担ってきた部分であろう。これらの点においては、小規模市の発達支援システムに期待される機能の中で達成されている部分である。その他の特徴としては、小平市は東京都にあり、都心までの交通ネットワークが整備され、近隣の自治体にある医療機関にアクセスがしやすく、地域に6つの大学があるなど専門家の利用もしやすいという点がある。

小平市の特徴をまとめると、それぞれ専門性の高い支援を行っているが、それを統括していく窓口がないことが課題である。関係各課においては相談窓口がそれぞれ存在する（健康推進課の心理発達相談、福祉センターの言語相談訓練、子ども家庭支援センターの発達相談など）。それぞれの相談は本質的には異なる役割を持つが、それが利用者の視点からは分かりにくく、またそれぞれが別々に実施され、空き状況が異なるため相談の開始が遅れてしまうことにつながっているといえるだろう。

さらに、現在の早期発見と療育等の支援は、主体となる課が異なることから、情報共有の難しさや、新たな相談という扱いになるため、ワンストップの相談になりにくい現状がある。ワンストップの窓口がないということは、例えば健診や巡回相談による早期発見が行われたとしても、保護者がどこに相談して良いのか迷い、その後のフォローにつながりにくくなる可能性がある。保護者の気持ちや家族の状況に応じて支援へ移行できるかどうかは課題になっていると考えられる。守秘義務を順守した上での機関間連携の取り方、相談のニーズがある保護者と子どもをどのようにつなげていくのかをシステムの面から検討し、決まったタイミングで無理につなげるということではなく、利用者が必要と感じたタイミングでスムーズに相談にアクセスできる体制の構築が必要だといえる。

2. 小平市の発達支援システムのモデル化

(1) 専門性をつなぐネットワークモデル

このように小平市の特徴と課題を整理していくと、新たなセンターを作り機能を集約していくといったモデルよりも、規模は小さいながらも「発達支援室」というようなワ

ンストップの相談窓口を作り、中核機関（以下小平市のこれまでの議論に準じて仮に相談拠点とする）として位置づけ、現在ある専門機能をつなげてネットワーク作っていくようなモデルが良いと考えられる。現状の支援機関の中に相談拠点を加えたイメージを図7に示した。

相談拠点はワンストップの相談窓口となり、相談を年齢によって区切らず、乳幼児期から学齢期までのすべての年齢に対応できる相談窓口として位置付けられる。そして、適切な支援につなげるアセスメント機能と周囲の施設を援助するコンサルテーション支援機能に特化し、各機関と情報を共有するネットワークの中心になる役割を持つ。

まずは相談拠点で相談を受け、アセスメントを行った後に、必要があれば適切な専門機関（言語発達に関しては言語相談訓練、親子平行面接が必要な場合には教育相談室など）につなげることを目的とする。アセスメントの期間をある程度決めるなど、迅速に初期の相談に対応できるようにしていく。また、保護者承諾のもとに関係機関をつなげるコンサルテーション支援ができる体制を作っていくことで、就学や進学などの移行期においてそのつながりを支えることができるようになる。行政のつなぎ目や学校等の移行において中心的に間を埋めるような機能を持つことが期待される。

このようなネットワークモデルを小平市で構想する利点として、一つは現在ある専門機関の専門性を活かし、言語訓練相談と巡回相談の機能をより進めていくことができる点である。もう一つは様々な専門機関へつながる入り口を一つにまとめていくことで、各課、各事業所で点在している支援サービスの情報を集約し、それを適切に公開したり、関係各課と共有したりすることができる点である。現在は事業所ごとの空き状況などを、2ヶ月に1回の小平市子どもの発達を支援する連絡会で共有している段階であるが、それがより随時行えるようになれば、利用者が相談したい時に、時間的に早く、内容的に適切な相談へとつなげやすくなることが予想される。

また、ネットワークを形成する上で、保育所・幼稚園・学校へのコンサルテーションや情報の集約、提供に関しては関係各課の連携が必須であり、課をまたがったシステムを作るために、行政の中に発達支援担当部署が必要である。相談拠点とともに、そこに関わる行政の中に発達支援担当部署の設置を行うことで、現在ある各機関がより濃密に連携を取ることができ、小平市として発達支援の方向性を示すことにもつながる。障がい者支援課が事務局として開催している小平市子どもの発達を支援する連絡会も、相談拠点と発達支援担当部署が統括していくことで情報・方針の共有、ライフステージにそった途切れのない支援を構築していくことに寄与できるであろう。近隣の自治体の取り組みとして、2つの課が協賛して健診を開催し情報の共有やその後の連携を円滑にするような取り組みや、情報の電子データ化による共有しやすくする取り組みなどがある。それらを参考にしながら、小平市でも発達支援についての横断的な部署の設置が必要と考えられる。

(2) ネットワークモデルの中核機関の役割

相談拠点の役割を具体的にまとめると以下ようになる。

①総合的な子ども・子育て・発達に関する相談窓口としての役割

発達に関する相談を最初に受ける場所として、健診後の相談や保護者からの発達に関する相談受付を一元化し、就学前から就学以降も含めてどの年齢の子どもの相談でもできる窓口としての役割を持てるようにする。電話相談を行いながら、来所相談につなげ相談の初期対応を行い、必要に応じて療育など他機関へつなげるためのアセスメントを行う。

②迅速かつ適切なアセスメントを行う役割

相談窓口の中で行動観察や各種検査などを適宜利用し、どのような関係機関へつなげることが良いのか、また子どもの状況や環境などを適切にアセスメントし、方針を検討できる役割を持つ。医師、心理士、その他専門職が中心となって、子ども、保護者、家族の状況を丹念に聞き取り、客観的な情報を合わせて方針を立てられるようにする。アセスメントにおいては期間、回数を決め一定の範囲で迅速に実施できるような方法を作っていく。アセスメントの情報を保護者の承諾の元、他機関と共有することができれば、他の療育機関でのスムーズな支援の開始や保育所・幼稚園・学校での環境調整に対する重要な情報を提供することができる。

③保育者・教師など現場へのコンサルテーションを行う役割

間接支援機能として、就学や進学などの移行期をスムーズに行えるようにするため、保護者の承諾等を得た上で関係機関へ出向いて保育者や教師の相談に対応できる役割を持つ。また、保育者・教師からの相談に対しても個人情報保護などの問題をクリアしたうえで、相談拠点で電話相談や来所相談などを受けられるようにする。また、支援者への継続的な研修を行えるような体制づくりをし、支援者支援（コンサルテーション）を担っていく。

ただし、巡回相談のシステムは多様性があり（五十嵐，2010）、現在ある巡回相談と役割を整理していく必要があるため課題は大きい。しかし、巡回相談を相談拠点が中心となって行うことで、就学前から就学後まで継続的に実施することができるため、つながりのある支援を達成できる。

④情報の一元化と共有を行う役割

各関係機関の状況（内容、空き状況、手続きなど）を把握し、一つの窓口で情報を提供できるような体制を作る。アクセスしやすさという視点では、相談窓口へ電話しやすさ、相談しやすさが重要である。また、守秘義務や個人情報の保護の観点から更なる検討が必要になるが、相談拠点において相談を受けたケースの情報を長期的に保持し、保護者が必要なときに再度アクセスできるような情報管理の在り方もありうる。他市の電子データ化などの取り組みもふまえて検討していくことには意義がある。

このように、いくつかの役割に特化した相談拠点を作ることで、結果として現在の専門的な相談や巡回相談をより充実していけるようになると考えられる。特に、巡回相談などを通して、現場の保育者や教師などの支援者を援助していくことで、支援を必要とする子どもたちのより良い育ちにつながるということがいくつもの実践報告で示されている(浜谷,2009, 飯野, 2016)。巡回相談は障害児などへの具体的な対応をアドバイスするものと考えられがちだが、それだけではなく、外部の専門家が園や学校に入りカンファレンスで子どもへの理解を深め保育を振り返ることで、実践への意欲が高まり、内部の職員間で共通理解や役割分が明確になり、支援者がエンパワメントされる(東京発達相談研究会, 2004)。ネットワークとして各関係機関をつなぎ、それぞれの現場の支援者を支えていくことで地域全体が活性化し、発達支援のより良い実践を増やしていけると考えられる。

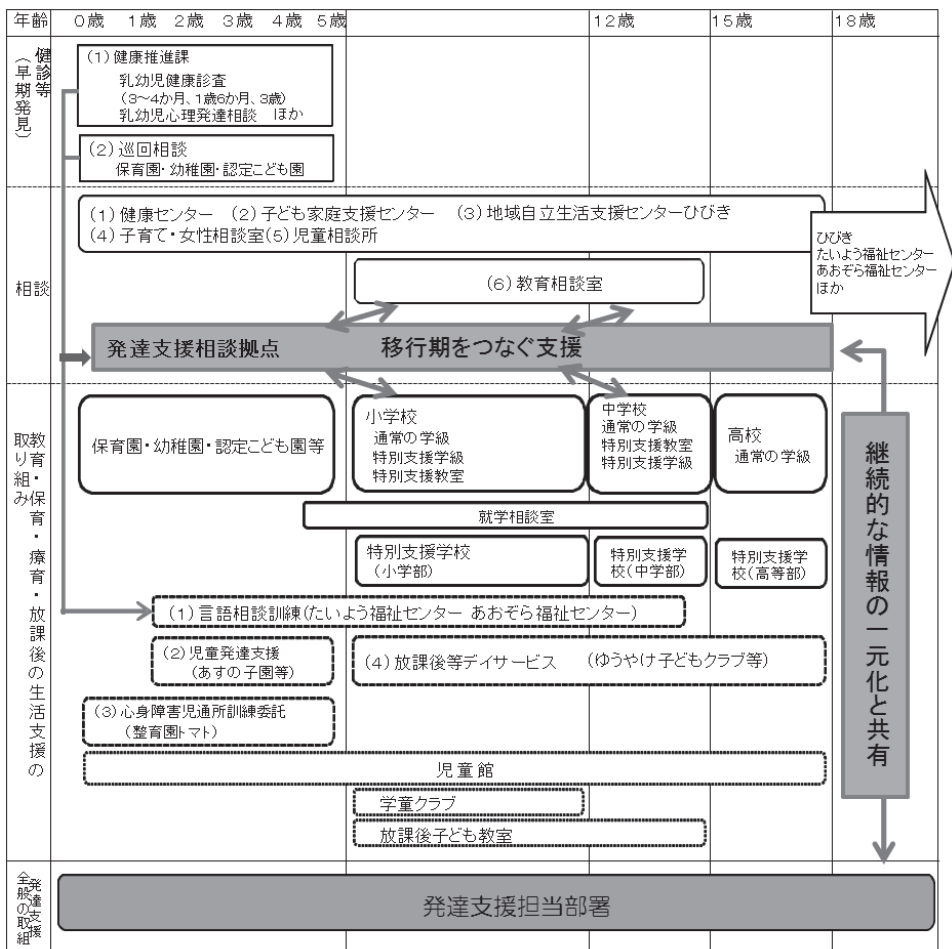


図7. 小平市発達支援相談拠点ネットワークモデルのイメージ (図4を元に筆者作成)

3. 今後の展望

小平市で行われてきたこれまでの議論を踏まえながら、新たにデータを整理することで、すでにある専門機関を有機的につなげる中核的な相談拠点を作り、それをもとにネットワークをつなげ、言語相談訓練や巡回相談をより充実していくことが、小平市にとっては有効である可能性を示した。今回は主に就学前機関について現状を分析し、システムの課題を明らかにし、新たなシステムを構築する際に求められる機能を検討した。本来であれば、学校との連携のあり方や、特別支援教育との関係についても考えていく必要がある。同時に、より具体的なデータを縦断的・横断的に収集しながら市内の発達支援の状況を客観的に分析していく必要もあるだろう。

また、保護者や当事者が使いやすい支援の在り方を検討するためにも、保護者や当事者へのインタビューなどの調査を通して、保護者や当事者から見たアクセスのしやすさ、相談のしやすさといった支援のより良い在り方を検討していくことも重要である。今後は調査研究を行いながら、現状をより丁寧に分析し、他の自治体との比較を通して複数のモデルを提示していきたい。

最後に、地域支援システムの中で大学の果たす役割を考えていく必要がある。本学では小平市連携事業や発達・教育相談室などがある。発達・教育相談室では小平市以外の相談も受けてはいるが、市内においても他の公的機関とは異なる役割を持ちながら発達支援を行ってきた（市川・飯野・五十嵐,2017）。今後も地域の発達支援システムの中でどのような役割を持つべきか検討し、特に研修や研究を中心に地域のネットワークの一助となるように、システムの変化に合わせて地域と対話しながら進めていくことが大学としても検討していくことが必要であると考ええる。

引用文献

- 浜谷直人 (2010) 保育力：子どもと自分を好きになる 新読書社
- 浜谷直人 (編) (2009) 発達障がい児・気になる子の巡回相談：すべての子が参加する保育へ
ミネルヴァ書房
- 本田秀夫 (2016) 発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価
厚生労働省研究報告書
- 市川奈緒子・飯野雄大・五十嵐元子 (2017) 発達・教育相談室活動報告書：協働によるインクルーシブな地域作りを目指して 白梅学園大学・短期大学地域交流研究センター
- 五十嵐元子 (2010) 首都圏における巡回相談のシステムの状況について 研究年報 15, 25-30,
白梅学園大学
- 飯野雄大 (2016) 保育者と相談員の価値観を通して物語を探る：八王子市の巡回相談 浜谷直人・三山岳 (編著) 子どもと保育者の物語によりそう巡回相談：発達がわかる，保育がおもしろくなる ミネルヴァ書房
- 小平市発達支援相談拠点検討委員会 (2017) 小平市発達支援相談拠点検討委員会報告書 小平市健康福祉部障がい者支援課
<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/054/054628.html> (2017.10.25閲覧)
- 小平市社会福祉協議会 (2016) 平成27年度事業報告
<http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/uploads/pdf/H27houkoku.pdf> (2017. 11.14閲覧)
- 小平市社会福祉協議会 (2015) 平成26年度事業報告
<http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/uploads/pdf/H26houkoku.pdf> (2017. 11.14閲覧)
- 小平市社会福祉協議会 (2014) 平成25年度事業報告
<http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/uploads/pdf/H25houkoku.pdf> (2017. 11.14閲覧)
- 小平市社会福祉協議会 (2013) 平成24年度事業報告
<http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/uploads/pdf/H24houkoku.pdf> (2017. 11.14閲覧)
- 小平市社会福祉協議会 (2012) 平成23年度事業報告
<http://www.syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp/uploads/pdf/H23houkoku.pdf> (2017. 11.14閲覧)
- 中村尚子 (2009) 障害乳幼児療育システム改正の論点 障害者問題研究第37巻第3号 pp162-170
- 西原睦子 (2011) 大津市における障害の早期発見と療育システムの考察 障害者問題研究 第39巻第3号 pp17-24
- 世界保健機構 (2002) ICF国際生活機能分類 中央法規
- 篠原純代 (2017) 堺市にみる乳幼児健診からはじまる地域療育 堺市社会福祉事業団の取り組みから 障害者問題研究 第45号第1号 pp19-26
- 塩見洋介 (2017) 障害児通所支援の多様化と療育の今日的課題 大阪の実態から 障害者問題研究 第45号第1号 pp10-18
- 東京発達相談研究会・浜谷直人 (2002) 保育を支援する発達臨床コンサルテーション ミネルヴァ書房
- 若林隆泰 (2009) 地域からの療育システム構築の試み 障害者問題研究第37巻第3号 pp29-37

